

## 地方税、地方交付税法等の一部を改正する法律案

[議事録 1/7]

## ・立法府に対する法案提出の在り方

## ○吉川沙織君

民主党の吉川沙織でございます。

一年半ぶりに総務委員会に復帰をして、復帰後初めての質疑になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、法案提出の在り方という観点から総務省に伺いたいと思います。

この国会でも、WTO のときは 7 本ばらばらに出された同じ承認の国内法整備に伴うものが、今回 11 本束ねて TPP 協定に関する法案出されてまいりました。この束ねることによって、私たちも、どの法案の審議をしているのか分かりづらくなりますし、表決も束ねられると一回しかできなくなってしまいます。また、この審議を、立法府での審議を御覧いただいている国民の皆さん側からも、一体何の審議が行われているのか、どこに



問題があるのかというのが分かりづらくなってしまう、こういうおそれがあります。よって、束ねている法案に関しては従来より問題意識を持っております。

昨年、実際、経済産業委員会の委員長の任にあった際、電気事業法等の一部を改正する等の法律案、これ 7 つの法案が束ねられていて、電気事業法、ガス事業法、熱供給事業法、経産省設置法、あと 3 本あって、せめてもの立法府の矜持として、委員長報告の際には、この法案の中に 7 つの法案が含まれていますよという形で委員長報告をさせていただきました。

よって、これまで従来的に束ねられたものであったとしても、本当にそれが正しいものかどうかというのは常に原点に立ち返って確認していく必要があるのではないかと思っています。その観点から地方交付税法等の一部を改正する法律案見てみると、地方交付税の総額確保や単位費用の改正を行うための地方交付税法や特別会計に関する法律、それから地方債届出制度の拡大や退職手当債の延長を行う地方財政法、将来負担比率の算定方法を見直す地方財政健全化法とはどのような関係があるのでしょうか。

政府は、平成 17 年 4 月 1 日の衆議院本会議で、「複数の法律改正を一つの法律案で行う場合には、従来から、法案に盛られた政策が統一的なものであり、趣旨、目的が同じであること、そして、法案の条項が相互に関連しており、一つの体系を形づくっていること、」等を東ね法案の基準として答弁されています。この政府の基準と照らして、今回の地方交付税法等の一部を改正する法律案として、地方交付税法、特別会計に関する法律、地方財政法、地方財政健全化法を東ねて改正することが適当であるのかどうか、総務省の見解を伺います。

#### ○政府参考人(安田充君)



お答えいたします。

御指摘のように、今回の地方交付税法等の一部を改正する法律案でございますが、これは 5 本の法律を東ねているものでございます。地方交付税法、それから地方交付税法の一部を改正する法律、これは平成 23 年法でございます。それから、特別会計法、地方財政法と地方財政健全化法でございます。

#### 地方交付税法等の一部を改正する法律

につきましては、これは附則で特別交付税の割合の経過措置が書いてありますので、今回の本体の改正とともに表裏を成すものでございます。また、特別会計法におきましては、交付税特会の年度ごとの借入れの限度額でございますとか、交付税特会への繰入れ金額を定めるということでございまして、これもまさに表裏一体のものでございます。また、地方財政法と地方財政健全化法でございますけれども、地方財政法につきましては、地方債の届出制の対象を拡大するとともに、退職手当債の特例期間を 10 年間延長すると。地方財政健全化法につきましては、将来負担比率の算定方法を見直すと。

こういうことを内容とするものでございますけれども、これらもいずれも地方交付税法の改正と一体として地方団体の行政運営に必要な財源を確保、保障するということを趣旨、目的とするものだというふうに考えております。

また、改正内容につきましても、例えば地方財政法につきましては、地方債の元利償還に要する経費、これを地方財政計画の歳出に公債費として計上するというような形で地方財源の保障を行うというものでございまして、密接に関連しているものでございますし、地方財政健全化法につきましても、将来負担比率の算定に当たっては改正後の交付税法の規定に基づき算定された数値が用いられるという形で相互に密接に関連するものというふうに認識しておりますので、これらの法律につきましては地方交付税法と一括して改正するということにいたしたものでございます。

## ○吉川沙織君

今、表裏一体のものであるということ、それから相互に関連していること、それはそういう側面もあると思いますし、先ほど、衆議院本会議の政府の答弁のとき、一つだけ私あえて申し上げなかつたことがあります。それらが相互に関連していて、形作っていて、同一の常任委員会がこれは当てはまる。ですから、そういった意味では、今の総務委員会は当てはまるのは当てはまるんですが、それが常に恒常的に行われているのであれば、我々立法府の立場の人間としては常にそれを見詰めていかなければいけないということで、実は、1月21日の議院運営委員会の理事会で政府が提出法案の説明に来られた際に、どの程度が東ね法案であるのか、それをお示し願いたいと資料要求をして出していただきました。

今局長おっしゃいましたとおり、地方交付税法等や地方税法等に関する法律案は従来から一括法で提出する法律案というところで分類されていますので、それはそれとして承知はしています。ただ、冒頭申し上げたような、TPPの協定に関する法律案が、WTOのときはばらばらに国会にちゃんと提出されたのに、今回は11本がまとめて国会に提出された。ですので、従来からの問題意識を基に、2月の3日から、東ね法案に関する質問

主意書、一回、二回、三回出して、禪問答みたいなやり取りに今なっていますけれども、私たち立法府の人間としてはそういったところに問題意識を持つべきだ、こういう思いで今質問をさせていただきました。  
そこで、大臣に感想だけ伺いたいと思います。



大臣は、今、行政府の立場で、大臣としての、行政側のお立場でいらっしゃいますけれども、元をたどれば国会の議員でもあられます。そういった意味で、今回の法案に関しては従来から一括で提出されているのは百も承知していますけれども、こういう問題意識について、御感想だけお伺いしたいと思います。

## ○国務大臣(高市早苗君)

常に国民の皆様にとって分かりやすい審議を行っていく、そしてそれを国会で御判断いただくということに関しては、委員の持つておられるような問題意識というのは大切なことだと思います。

続きの議事録(2/7)は、[こちら](#)です。